

○内閣府令第三十六号

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）の規定に基づき、並びに同法及び関係法令を実施するため、内閣府の所管する金融関連法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和二年四月十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

内閣府の所管する金融関連法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令

内閣府の所管する金融関連法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十五年内閣府令第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

(電子情報処理組織による申請等)

第四条 「略」

2 申請等(財務諸表等の監査証明に関する内閣府令(昭和三十二年大蔵省令第十二号)第一条の三、外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令(昭和四十七年大蔵省令第二十六号)第三条並びに第十三条第一項及び第五項、企業内容等の開示に関する内閣府令(昭和四十八年大蔵省令第五号)第五条並びに第十五条の二の二第一項及び第五項、特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令(平成五年大蔵省令第二十二号)第六条並びに第二十四条の二第一項及び第五項並びに開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する内閣府令(平成十四年内閣府令第四十五号)第二条第五項に規定するものを除く。)を行う者は、前項の規定により入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書(行政機関等の使用に係る電子計算機から認証できるものに限る。)であつて、次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを送信しなければならない。ただし、当該申請等が行われるべき行政機関等が当該申請等を行った者を確認するための措置を別に定める場合は、この限りでない。

3 「一〜四 略」

改正前

(電子情報処理組織による申請等)

第四条 「同上」

2 申請等(財務諸表等の監査証明に関する内閣府令(昭和三十二年大蔵省令第十二号)第一条の三、外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令(昭和四十七年大蔵省令第二十六号)第三条並びに第十三条第一項及び第五項、企業内容等の開示に関する内閣府令(昭和四十八年大蔵省令第五号)第五条並びに第十五条の二の二第一項及び第五項、特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令(平成五年大蔵省令第二十二号)第六条並びに第二十四条の二第一項及び第五項並びに開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する内閣府令(平成十四年内閣府令第四十五号)第二条第五項に規定する申請等を除く。)を行う者は、前項の規定により入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書(行政機関等の使用に係る電子計算機から認証できるものに限る。)であつて、次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを送信しなければならない。

3 「一〜四 同上」

(氏名等を明らかにする措置)

第五条 法第六条第四項における氏名又は名称を明らかにする措置とは、前条第一項第一号に掲げる事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であつて同条第二項各号に掲げるものと併せて送信すること又は同項ただし書に規定する措置をいう。

2 法第七条第四項における氏名又は名称を明らかにする措置とは、第九条第一項の規定に基づき入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であつて前条第二項各号に掲げるものと併せて行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにこれを記録すること又は第九条第一項ただし書に規定する措置をいう。

3 法第九条第三項における氏名又は名称を明らかにする措置とは、行政機関等が電磁的記録により作成等を行った情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であつて前条第二項各号に掲げるものを付すること又は当該作成等を行った行政機関等を確認するために行政機関等が別に定める措置をいう。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第九条 行政機関等が、法第七条第一項の規定により処分通知等(財務諸表等の監査証明に関する内閣府令第一条の三、外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令第十三条第四項、企業内容等の開示に関する内閣府令第十五条の二の二第四項、特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第二十四条の二第四項及び開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する内閣府令第二条第二項に規定するものを除く。)を

(氏名等を明らかにする措置)

第五条 法第六条第四項における氏名又は名称を明らかにする措置とは、前条第一項第一号に掲げる事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であつて同条第二項各号に掲げるものと併せて送信することをいう。

2 法第七条第四項における氏名又は名称を明らかにする措置とは、第九条第一項の規定に基づき入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であつて前条第二項各号に掲げるものと併せて行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにこれを記録することをいう。

3 法第九条第三項における氏名又は名称を明らかにする措置とは、行政機関等が電磁的記録により作成等を行った情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であつて前条第二項各号に掲げるものを付することをいう。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第九条 行政機関等が、法第七条第一項の規定により処分通知等(財務諸表等の監査証明に関する内閣府令第一条の三、外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令第十三条第四項、企業内容等の開示に関する内閣府令第十五条の二の二第四項、特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第二十四条の二第四項及び開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する内閣府令第二条第二項に規定する処分通知等を除く)

電子情報処理組織を使用する方法により行うときは、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべき事項を行政機関等の使用に係る電子計算機から入力し、当該処分通知等の情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であつて第四条第二項各号に掲げるものと併せて当該行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。ただし、当該処分通知等を受ける者が当該処分通知等を行った行政機関等を確認するための措置を行政機関等が別に定める場合は、この限りでない。

2 書面等により行われた場合に携帯すべきこととされている処分通知等が電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合は、当該処分通知等を受けた者は、当該処分通知等に係る電磁的記録を電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）に記録するとともに、当該電磁的記録を当該電磁的記録媒体から再生し、かつ、当該処分通知等を行った者が電子署名又は前項ただし書に規定する措置を行ったものであることを確認することができる機器とともに当該電磁的記録媒体を携帯しなければならない。

〔3・4 略〕

。）を電子情報処理組織を使用する方法により行うときは、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべき事項を行政機関等の使用に係る電子計算機から入力し、当該処分通知等の情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であつて第四条第二項各号に掲げるものと併せて当該行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

2 書面等により行われた場合に携帯すべきこととされている処分通知等が電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合は、当該処分通知等を受けた者は、当該処分通知等に係る電磁的記録を電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）に記録するとともに、当該電磁的記録を当該電磁的記録媒体から再生し、かつ、当該処分通知等を行った者が電子署名を行ったものであることを確認することができる機器とともに当該電磁的記録媒体を携帯しなければならない。

〔3・4 同上〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この府令は、公布の日から施行する。